

公有財産一時貸付契約書

貸付人 清須市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により公有財産の一時貸付契約を締結する。なお、本契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

貸付物件名	設置場所	設置台数	貸付面積
		台	m ²

（用途の指定）

第3条 乙は、貸付物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（貸付期間の更新）

第5条 貸付契約の更新は原則認めない。

（指定期日）

第6条 乙は、貸付物件を、 年 月 日までに第3条第1項に定める指定用途に供さなければならない。

（貸付料）

第7条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 総額 金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

年額 金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

月額 金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

(貸付料の支払)

第8条 乙は前条に定める貸付料を、次に掲げるとおり、納入しなければならない。

年度	支払額	支払期日
年度	円	年 月 日
年度	円	年 月 日
年度	円	年 月 日
年度	円	年 月 日
年度	円	年 月 日

2 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合、乙は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

(電気料の支払)

第9条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機の電気料を、前条に定める貸付料とは別に支払わなければならない。

2 前項に定める電気料は年額_____円とし、年度ごとに前条に定める支払期日までに一括で支払うものとする。

(水道料の支払)

第10条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機の水道料金を、前2条に定める料金とは別に支払わなければならない。

2 乙は、年度ごとに清須市の指示の下、使用した水量を報告し、水量に応じた金額を一括で清須市が定める支払期日までに一括で支払うものとする。

(延滞金)

第11条 乙は、前3条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料及び光熱水費（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じて、当該未納全額に年14.6パーセントの割合を乗じて算出した額の延滞金を支払わなければならない。

(充当の順序)

第12条 乙が貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第13条 契約保証金は、免除する。

(契約不適合責任)

第14条 乙は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された本件目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、追完請求、減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。

(維持保全義務)

第15条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(販売実績の報告)

第16条 乙は、設置した自動販売機にかかる月別販売本数について、販売等実績報告書（第10号様式）により、年度ごとに甲に報告しなければならない。なお、甲はその報告内容を公表できることとする。

(維持補修)

第17条 甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(権利譲渡の禁止)

第18条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利を担保等に供することができない。

(実地調査等)

第19条 甲は、貸付物件について隨時使用状況及び販売状況を実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義があるときは、自ら調査し、乙に対して詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠たり、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第20条 乙は、第4条に定める貸付期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第3条及び第18条に定める義務に違反した場合は、貸付料年額の3倍の額

(2) 第19条に定める義務に違反した場合は貸付料年額に相当する額

2 前項に定める違約金は、第25条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第21条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(2) 乙が、第7条に定める貸付料の支払いを3箇月以上怠ったとき。

(3) 乙が、第6条に定める指定期日までに第3条第1項に定める指定用途に供さないとき。

(4) 乙が、第18条の定めに違反して、第三者に転貸し、この契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、又はその権利を担保等に供したとき。

(5) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事实上営業を停止したとき。

(6) 乙が、第15条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、貸付物件を荒廃に至らしめ

たとき。

(7) その他乙にこの契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

(契約の失効)

第22条 天変地変により、貸付物件が使用できなくなり、又はこの契約を継続することができない事態になったときは、この契約はただちに失効する。

2 前項によりこの契約が失効した場合には、甲乙相互に損害賠償の請求はしない。

(原状回復義務)

第23条 貸付期間が満了し、又はその他の理由によりこの契約が終了する場合には、乙は自己の費用をもって貸付物件の上に存する工作物その他乙が貸付物件に付属させたものを撤去し、貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるとときはこの限りではない。

2 乙は、前項の定めにより貸付物件を甲に返還するときは、原状に回復した後、ただちに甲の検査を受け、甲の承認を受けなければならない。

3 この契約が終了したにもかかわらず、乙が貸付物件を返還しない場合は、この契約終了日の翌日から貸付物件の明渡し完了までの間、乙は甲に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害ある場合は、使用損害金とは別にその損害の金額を賠償しなければならない。

(貸付料の清算)

第24条 この契約が貸付期間の中途で解約された場合において、その原因が第21条第1号によるとき及び、その他乙の責めに帰することができない事由によるものであると甲が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、甲はこれを乙に対して返還しない。

(損害賠償)

第25条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄)

第26条 乙は、貸付期間が満了し、又はその他の理由によりこの契約が終了した場合において、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約費用)

第27条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第28条 この契約に関して疑義があるときは、甲乙協議のうえ、これを決定する。

(裁判管轄)

第29条 この契約に関する訴の管轄は、清須市所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

貸付人 (甲) 愛知県清須市須ヶ口1238番地
代表者 清須市長 永田 純夫

借受人 (乙) 住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)